

# 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、豊田市の介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに、所得段階別に分けられます。

## ●保険料の基準額

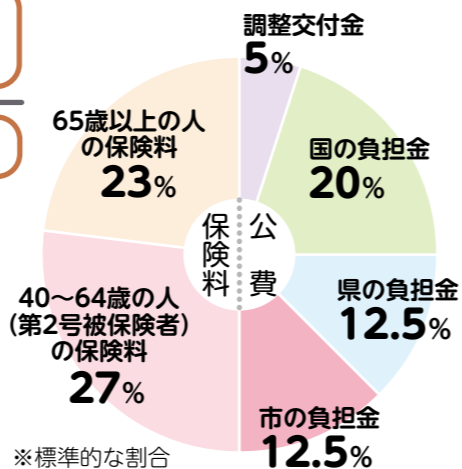
$$\frac{\text{豊田市の介護保険料の基準額 (2024~2026年度)} \times \text{65歳以上の人の負担分}}{\text{豊田市に住む65歳以上の人数}} = \text{63,600円 (年額) 第5段階}$$

## ●介護保険の財源 (地域支援事業を除く)

65歳以上の人(第1号被保険者)の負担分は、介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担を除く)の23%※と決められています。

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要なときに必要な介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

※2024年度から3年間



所得段階	保険料算出方法	介護保険料月額	介護保険料年額	対象者	
第1段階	基準額×0.29	1,537円	18,444円	生活保護受給者 世帯(※1)全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金の受給者	
第2段階	基準額×0.50	2,650円	31,800円	本人が市民税非課税 世帯(※1)全員が市民税非課税	
第3段階	基準額×0.68	3,604円	43,248円		本人の前年の課税対象年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が82万6,500円以下
第4段階	基準額×0.85	4,505円	54,060円		本人の前年の課税対象年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が82万6,500円超120万円以下
第5段階	基準額×1.00	5,300円	63,600円	本人が市民税課税者 世帯(※1)内に市民税課税者がいる	
第6段階	基準額×1.10	5,830円	69,960円		本人の前年の課税対象年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が120万円超
第7段階	基準額×1.25	6,625円	79,500円		本人の前年の合計所得金額(※4)が125万円未満
第8段階	基準額×1.50	7,950円	95,400円		本人の前年の合計所得金額(※4)が125万円以上200万円未満
第9段階	基準額×1.80	9,540円	114,480円		本人の前年の合計所得金額(※4)が200万円以上300万円未満
第10段階	基準額×2.05	10,865円	130,380円		本人の前年の合計所得金額(※4)が300万円以上400万円未満
第11段階	基準額×2.15	11,395円	136,740円		本人の前年の合計所得金額(※4)が400万円以上500万円未満
第12段階	基準額×2.30	12,190円	146,280円	本人の前年の合計所得金額(※4)が500万円以上700万円未満	
第13段階	基準額×2.55	13,515円	162,180円	本人の前年の合計所得金額(※4)が700万円以上1,000万円未満	
				本人の前年の合計所得金額(※4)が1,000万円以上	

※第1~3段階の人は、2019年10月の消費税引き上げ(社会保障と税の一体改革)に伴い、保険料の負担が軽減された保険料額となっています。  
 (※1): 世帯は、賦課期日(4月1日)又は資格取得時のいずれか遅い時点の世帯で判定します。  
 (※2): 老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、退職年金、共済年金、年金恩給など、課税対象となる年金収入額の合計で、遺族年金、障がい年金、老齢福祉年金などは含まれません。  
 (※3): その他の合計所得金額は、合計所得金額(※4)から年金所得額を差し引いた額です。  
 (※4): 合計所得金額は、保険料を賦課される年度の前年中(1月1日~12月31日)の所得の合計で、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を差し引く前の金額です。また、不動産の譲渡所得がある場合は、特別控除を差し引いた後の金額で合計所得金額が計算されます。なお、第1~5段階について給与所得額を含む場合は、2021年度の税制改正による所得計算の変更の影響を最小限とするため、合計所得金額から最大10万円控除します。また、2025年度の税制改正による影響を遮断するため、2026年度介護保険料算定に限り、合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、2025年度の給与所得控除額の算出方法で出された合計所得金額を用います。

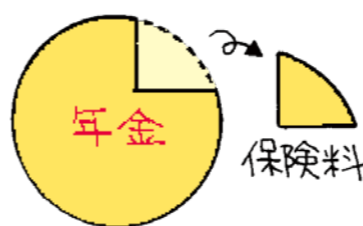
# 介護保険料を納めましょう

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるように、保険料は忘れずに納めましょう。

## 保険料の納め方は2種類に分かれます

65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から、以下の方法で納めます。

### 原則 ▶▶▶ 年金から天引き(特別徴収)



年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
保険料額	原則、前年度2月と同じ額になります。		年間保険料額から4、6月に天引きした額を差し引き、4回に案分した額になります。			

■年金天引きの対象の人でも次の場合は年金天引きになりません。

- 就労などで基礎年金部分の年金をまだ受け取っていない場合
- 老齢・退職・障がい・遺族年金が年額18万円未満の場合
- 年金を担保に融資を受けている場合
- 年金が差し止めになった場合

### 納付書または口座振替(普通徴収)

老齢・退職・障がい・遺族年金が年額18万円未満の人  
年金天引きの対象にならない場合は市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関やコンビニなどを通じて保険料を納めます。

徴収月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納	年8回に分けて納付となります。年度途中で65歳になった人や転入された人は納付回数が変わります。							

■口座振替をお勧めします!  
一度手続をすれば、納期限ごとに自動で振替納付ができ大変便利です。

- ①銀行等の窓口で申込み  
②郵送での申込み
- (1)預貯金通帳とその届出印  
(2)納入通知書等(通知書番号がわかるもの)  
(1)(2)を持参のうえ申込みしてください。
- くわしくは介護保険課までお問い合わせください。

年金天引きの対象でも次の場合は、一時的に納付書で納めていただく必要があります。

- 65歳になられて年金天引きが始まるまで
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢・退職・障がい・遺族年金)の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 保険料の所得段階が大きくなり、年度の途中で完納となった場合の翌年度など

## 保険料を滞納すると…

<p>1 「差押え」される場合があります。</p> <p>市税などと同様に滞納処分を専門に行う債権管理課に徴収事務が移管され、予告なく「差押え」される場合があります。また、延滞金が加算される場合があります。</p>	<p>1年以上滞納すると</p> <p>サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。</p>	<p>1年6か月以上滞納すると</p> <p>保険給付が一時的に止められます。滞納が続く場合には、差し止められた額が保険料に充てられます。</p>	<p>2年以上滞納すると</p> <p>サービスを利用するときに未納期間に応じて利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が支給されなくなります。</p>
---	--	---	---

保険料の納付が困難なときは、まずご相談ください。

次のような事情で保険料の納付が困難なときは、保険料の減免を受けられる場合があります。速やかに介護保険課までご相談ください。

- 震災、風水害、火災などにより著しい被害を受けたとき
- 世帯の生計を維持する人の収入が、死亡、入院、失業などで著しく減少したとき
- 収入が少なく、預貯金、資産などを活用してもなお保険料の納付が困難と認められるとき
- 刑事施設などに拘禁され、介護保険の給付が受けられないとき



## 40~64歳の人(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険の算定方法によって保険料が決められ、医療保険料と合わせて納めます。